

# 新型コロナウイルス感染症による介護保険料減免判定フロー

新型コロナウイルス感染症により、ご自身の住民票上の同一世帯の「生計を主として維持する者(※1)」が死亡し、又は1か月以上の入院治療を要する重篤な傷病を負った。

はい

当該世帯員は、減免対象

<必要な証明書類>

◇新型コロナウイルス感染症により、入院が必要とされたことがわかる書類(「措置入院勧告書」の写し、「診断書」の写しなど)

※1 原則世帯主。ただし、世帯主以外の方が実質的に生計を維持している場合はその方。

いいえ

ご自身の世帯の「生計を主として維持する者」は、令和2年中の収入に、「給与収入」「不動産収入」「事業収入」「山林収入」のいずれかがある。

はい

「給与収入」「不動産収入」「事業収入」「山林収入」のいずれかの収入について、「令和2年中の収入」と「令和3年中の収入見込み(保険金、損害賠償等により補てんされる金額を含む。)」を比べると、減少額が30%以上ある。

※なお、国や宮城県などから支給される各種給付金は補てんされる金額に含みません。

いいえ

減免対象外

いいえ

減免対象外

はい

「令和2年中の合計所得金額(特別控除後)」が0円である。又は、令和3年中に30%以上減少することが見込まれる「給与収入」「不動産収入」「事業収入」「山林収入」があった場合、「令和元年中の当該所得」の合計が0円以下である。

はい

減免対象外

いいえ

以下のA-Bが400万円以下である。

A

「令和2年」中の合計所得金額(特別控除後)

B

令和3年中に30%以上減少することが見込まれる「給与収入」「不動産収入」「事業収入」「山林収入」があった場合の「令和2年中の当該所得」

≦ 400万円

いいえ

減免対象外

はい

世帯員は、減免対象となる場合があります。

<必要な証明書類>

- ◇介護保険料減免申請書(新型コロナウイルス感染症減免用<別紙>)
- ◇収入状況申告書(新型コロナウイルス感染症減免用<別紙>)
- ◇令和2年中の収入を証明するもの(確定申告を行った場合はその写し、給与収入のみの場合は、「源泉徴収票」の写し)
- ◇令和3年中の収入等を証明するもの(給与収入がある場合は「給与明細書」の写し、失業や廃業の場合は、「離職票」、「雇用保険受給資格者証」や「個人事業の廃業等届出書」の写し)

お問合せ先：多賀城市保健福祉部介護福祉課介護保険係（市役所 6階）

電話：022(368)1141 内線：661.662.663.667